

三郷市建設工事特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、本工事に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、本工事に適用する。

(共通事項)

第3条

1. 受注者は「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」等に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」、「再生資源利用促進計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム（COBRIS）により作成し、施工計画に含め各1部提出する。また、工事完成後速やかに計画の実施状況（実績）について、「再生資源利用実施書」「再生資源利用促進実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出すると共に、これらの記録を保存する。
2. 受注者は、施工計画書に建設廃棄物の処理計画を添付する。なお、建設廃棄物の処分にあたり、排出事業者は処分業者と建設廃棄物処理委託計画を締結し、同契約書の写しを処理計画に添付する。
また、収集運搬業務を収集運搬業者に委託する場合は、別に収集運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結する。
3. 建設廃棄物については、「産業廃棄物処理におけるマニフェストシステム」に基づく建設廃棄物マニフェストD票、E票を監督員に提示し、確認を受けると共に、D票、E票の写しを提出する。

(建設廃棄物の再資源化等)

第4条

1. 受注者は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号、以下「建設リサイクル法」という。）に基づいて、特定建設資材廃棄物を再生資源化のための施設に搬入する場合は、適切な施設としなければならない。
なお、特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート）が廃棄物となったものである。

2. 受注者は、契約前に作成した「分別解体等の計画等」を施工計画書に添付して提出するものとする。
3. 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条第 1 項に基づき以下の事項等を別紙「再資源化等報告書」に記載し、発注者に報告しなければならない。

- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した年月日
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・ 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用

また、同条第 1 項に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施状況に関する記録を作成し、保存しなければならない。

なお、資源有効利用促進法等に基づく再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書を作成している場合は、その写しを参考資料として報告に添付するものとする。

4. 受注者は、工事の施工に当たっては、「彩の国建設リサイクル実施指針」を遵守し、建設資材廃棄物の再資源化等に努め、廃棄物の減量を図らなければならない。